

東海学生陸上競技連盟登録に関する細則

第1条 本連盟に登録しようとする競技者は、大学等ごとに所定の様式により別に定める登録料を添えて、指定された期日までに登録を完了しなければならない。

第2条 本連盟に登録する学生登録者は、次の要件を満たさなければならない。

1. 学生競技者は本連盟加盟校の学生でなければならない。

2. 学生の範囲は学校教育法第56条に定めた学生、および第57条の専攻科別科の学生ならびに第67条の定めによる大学院学生とする。

ただし、第70条の5に定められた高等専門学校の学生は入学後3年次を経た者も含む。

3. 前項の加盟校競技者はその在籍期間中登録することができる。

4. 登録期間は毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。ただし、当該年度本連盟に加盟している大学等に入学しようとしている者は、大学等入学手続きが完了した時点で、本連盟の学生競技者としての登録及び資格を認める。

第3条 加盟校競技者は、出身高等学校所在地、大学所在地（大学所在地が複数都道府県にまたがる場合は競技者の所属している学部・学科のある場所）または、現在の居住地のうち、いずれかひとつ陸連加盟団体の都道府県名を登記陸協の欄に書き入れなければならない。

第4条 加盟校は登録フォーマットに必要事項を入力し、別に定める登録料を振り込みの上、本連盟に個人登録票、データの入ったフロッピーディスク、印刷した登録申請書を2部提出する。本連盟は登記番号を記入し、1部を本連盟の控えとし、1部を加盟校に返却する。本連盟は登記されたデータをまとめ日本学生陸上競技連合に提出する。

第5条 本連盟は登録フォーマットに基づき、陸連加盟団体（都道府県陸協）別の登記申込書を2部作成し、1部を本連盟の控えとし、1部に陸連登記料を添えて各都道府県陸協に申し込む。

第6条 学生競技者の陸連加盟団体への登記番号は本連盟の登記番号とし、学連競技者カードをもって陸連加盟団体競技者カードとする。

付 則 1. 日本以外の国籍を持つ加盟校競技者は本国の陸上競技連盟より学生競技者資格および競技参加許可に準ずる証明書を添えて学連に登録しなければならない。ただし、1年以上日本に滞在し、かつ本国に登録したことがない競技者はこの限りではない。

2. 実業団選手が進学し本連盟に登録する場合は、登録時に前実業団在籍チームの承諾書を提出しなければならない。ただし、進学の1年以上前に実業団チームを除籍した者についてはこの限りではない。

東海学生陸上競技連盟栄章に関する細則

第1条 本連盟は、優秀な学生競技者並びに功労のあった役員及び協力者に対してそれぞれ、栄章を贈り、その名誉及び功績を表彰するためにこの細則を設ける。

第2条 栄章に関する審査は本連盟規約第29条に定める幹事会・評議員会において審査し選出する。

第3条 本連盟が授与する栄章は次のとおりとする。

学生競技者 最優秀選手賞 最優秀新人選手賞 新人賞 特別賞

本連盟功労者及び協力者 感謝状 奨励賞

第4条 栄章の区分は次の通りとする。

1. 年間を通じて最も活躍した競技者男女各1名に最優秀選手賞を贈る。

2. 年間を通じて最も活躍した新人男女各1名に最優秀新人賞を贈る。

3. 秋季選手権大会出場者の1年生の中から、優秀選手若干名に新人賞を贈る。

4. オリンピック、世界選手権、アジア大会、ユニバーシアード及びこれらに匹敵する大会で活躍した競技者及び日本記録、日本学生記録を樹立、更新した者に特別賞を贈る。

5. 本連盟の役員として在籍し継続的に本連盟の運営に対し功績のあった者及び本連盟の役員以外で永年にわたり本連盟の事業や運営に協力しその功績が認められる者に感謝状を贈る。ただし年齢は45歳以上とする。

6. 若手役員及び役員以外の者が本連盟の事業や運営に著しい功労がある時には奨励賞を贈ることができる。この場合は幹事会が推薦し、評議員会で審査し選出する。

第5条 栄章の贈与式は新人賞については秋季選手権大会の閉会式で、その他の栄章については、次の東海学生陸上競技対校選手権大会の中で行う。

第3条 5項6項については次年度総務委員会で再検討する。